

★ 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則（規則第六十四号）（経営革新課）

一 制定の理由

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 施行期日

令和五年十二月二十五日